

平成27年第3回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第10号	甲賀広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	H27.9.29	原案可決
議案第11号	平成26年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	H27.9.29	認 定
議案第12号	平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第1号)	H27.9.29	原案可決

議案第 10 号

甲賀広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成27年9月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに利用の停止等について必要な措置を講ずるため。

## 甲賀広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合個人情報保護条例（平成19年甲賀広域行政組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (11) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第7条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第8条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「以下「目的外利用」」を「以下同条において「目的外利用」」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法の利用目的を超えて、保有特定個人情報を当該実施機関内において利用（以下この条において「目的外利用」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）について、目的外利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報

報を提供してはならない。

第9条中「、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第10条第1項中「、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を、「又は個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下同条において同じ。）」を加える。

第16条第1号中「第15条」を「前条」に改める。

第25条第1項中「、保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 自己情報が第7条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の消去
- (2) 自己情報が第8条第1項又は第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止

第25条第1項第3号中「第8条第1項」の次に「又は第8条の3」を加え、同条第3項中「目的外利用」を「利用」に改める。

第26条第1項中「第25条」を「前条」に改める。

第29条第2項中「保有個人情報の訂正」の次に「（情報提供等記録の訂正を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合には、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第42条第2項中「第5章」を「前章」に改め、同条第3項中「保有個人情報の開示、訂正又は利用停止その他保有個人情報の取扱い」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 この条例は、法令等（公開条例を除く。）の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止その他保有個人情報の取扱いについて定めがある場合については、適用しない。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 11 号

平成26年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中 嶋 武 嗣

平成27年9月29日 認定

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重 治

平成26年度一般会計

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1. 分担金及び負担金		2,652,392,000	2,652,392,000
	1. 負担金	2,652,392,000	2,652,392,000
2. 使用料及び手数料		398,819,000	419,695,020
	1. 使用料	191,000	360,600
	2. 手数料	398,628,000	419,334,420
3. 県支出金		6,600,000	7,294,087
	1. 県負担金	6,600,000	7,294,087
4. 繰越金		57,504,000	57,504,863
	1. 繰越金	57,504,000	57,504,863
5. 諸収入		26,313,000	27,253,750
	1. 預金利子	30,000	71,794
	2. 雑入	26,283,000	27,181,956
6. 組合債		555,300,000	525,500,000
	1. 組合債	555,300,000	525,500,000
7. 財産収入		0	936,621
	1. 財産売却収入	0	936,621
8. 国庫支出金		12,477,000	12,477,000
	1. 国庫補助金	12,477,000	12,477,000
歳入合計		3,709,405,000	3,703,063,341

(単位:円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,652,392,000	0	0	0
2,652,392,000	0	0	0
414,705,420	0	4,989,600	15,886,420
360,600	0	0	169,600
414,344,820	0	4,989,600	15,716,820
7,294,087	0	0	694,087
7,294,087	0	0	694,087
57,504,863	0	0	863
57,504,863	0	0	863
27,253,750	0	0	940,750
71,794	0	0	41,794
27,181,956	0	0	898,956
525,500,000	0	0	△29,800,000
525,500,000	0	0	△29,800,000
936,621	0	0	936,621
936,621	0	0	936,621
12,477,000	0	0	0
12,477,000	0	0	0
3,698,063,741	0	4,989,600	△11,341,259

歳出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		700,000
	1. 議会費	700,000
2. 総務費		94,866,000
	1. 総務管理費	76,504,000
	2. 徴税費	17,900,000
	3. 監査委員費	462,000
3. 衛生費		1,151,288,000
	1. 清掃費	1,151,288,000
4. 消防費		2,114,401,000
	1. 消防費	2,114,401,000
5. 公債費		345,757,000
	1. 公債費	345,757,000
6. 予備費		2,393,000
	1. 予備費	2,393,000
歳 出 合 計		3,709,405,000

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
615,577	0	84,423	84,423
615,577	0	84,423	84,423
92,879,607	0	1,986,393	1,986,393
75,017,882	0	1,486,118	1,486,118
17,428,589	0	471,411	471,411
433,136	0	28,864	28,864
1,135,615,316	0	15,672,684	15,672,684
1,135,615,316	0	15,672,684	15,672,684
2,068,854,039	0	45,546,961	45,546,961
2,068,854,039	0	45,546,961	45,546,961
345,551,435	0	205,565	205,565
345,551,435	0	205,565	205,565
0	0	2,393,000	2,393,000
0	0	2,393,000	2,393,000
3,643,515,974	0	65,889,026	65,889,026

歳入総額

3,698,063,741円

歳出総額

3,643,515,974円

歳入歳出差引残金

54,547,767円 但し、翌年度へ繰越

平成27年9月29日提出

甲賀広域行政組合 管理者 中嶋 武嗣



議案第12号

平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成27年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,344,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成27年9月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議長 辻 重治

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,781,187 千円	△39,301 千円	2,741,886 千円
	1. 負担金	2,781,187	△39,301	2,741,886
3. 国庫支出金		11,620	148	11,768
	1. 国庫補助金	11,620	148	11,768
4. 繰越金		7,500	47,047	54,547
	1. 繰越金	7,500	47,047	54,547
6. 組 合 債		127,900	△4,500	123,400
	1. 組 合 債	127,900	△4,500	123,400
補正されなかつた款に係る額		412,588		412,588
歳 入	合 計	3,340,795	3,394	3,344,189

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		99,014 千円	679 千円	99,693 千円
	1. 総務管理費	79,758	679	80,437
3. 衛生費		1,200,250	3,407	1,203,657
	1. 清掃費	1,200,250	3,407	1,203,657
4. 消防費		1,681,288	3,460	1,684,748
	1. 消防費	1,681,288	3,460	1,684,748
5. 公債費		356,065	△4,152	351,913
	1. 公債費	356,065	△4,152	351,913
補正されなかつた款に係る額		4,178		4,178
歳出合計		3,340,795	3,394	3,344,189

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消費施設整備事業	千円 80,300	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換ええることができる。	千円 75,800	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換ええることができる。